



地方税共通納税システムの概要

地方税共同機構

- 1 はじめに
- 2 地方税共通納税システムで取り扱う税目について
- 3 地方税共通納税システムで取り扱う収納手段について
- 4 サービスの概要

(1) 導入の概要

納税者は、地方公共団体の送付する納付書により納付。
⇒ 納税者、地方公共団体共に、納付事務に多くの手間が必要である。



全国の地方公共団体へ電子的に納税可能なサービスについての社会的な要請が高まり、国等においても重点的に検討が進められた。

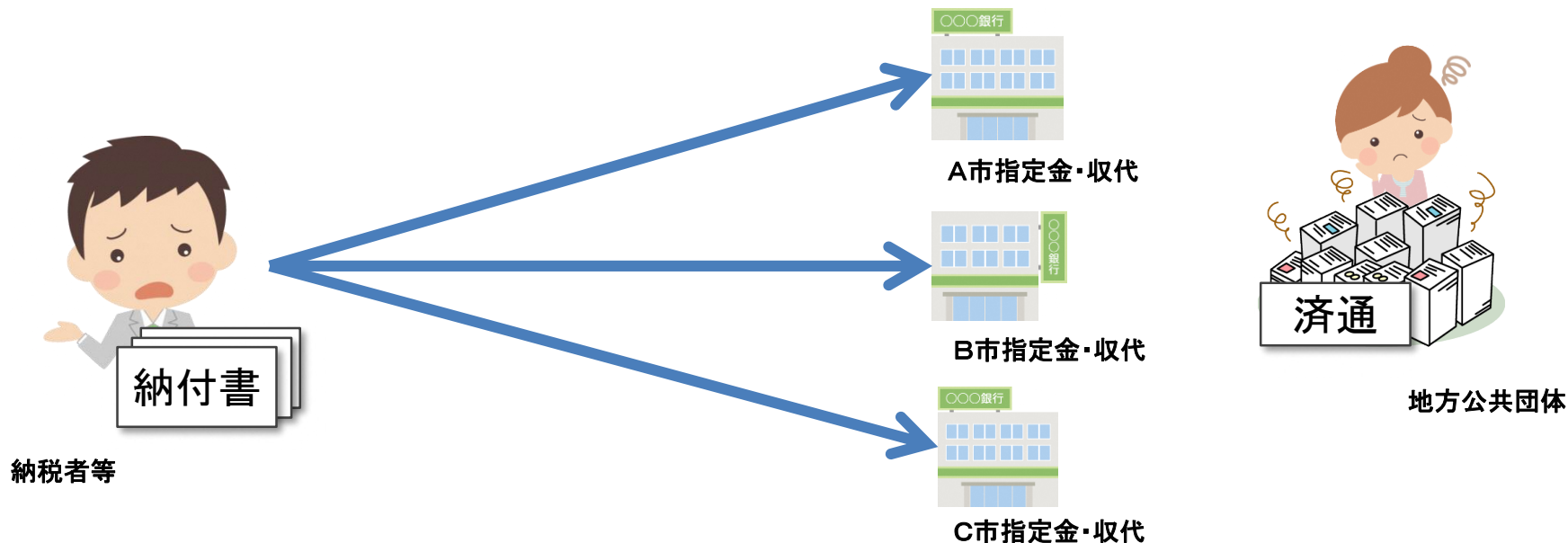
- ・ 日本再興戦略2016 (平成28年6月2日 閣議決定)
- ・ 平成29年度 税制改正大綱(平成28年12月8日 自由民主党・公明党)
- ・ 規制改革推進会議 行政手続部会取りまとめ(平成29年3月29日)
- ・ 「行政手続」削減のための基本計画(平成29年6月30日(※平成30年3月末改定)総務省)
- ・ 平成30年度税制改正大綱(平成29年12月14日 自由民主党・公明党)
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第3号)

平成31年10月から

地方税共通納税システムの構築により、複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税可能となる。

＜参考＞現在の納税手続き

現在の納税手続きの多くは、地方公共団体が送付した納付書に基づき、金融機関等の窓口を通じて行われており、手続きが煩雑であり、納税者、地方公共団体それぞれに事務負担が大きい。



【現在の手続きにおける課題】

【納税者】

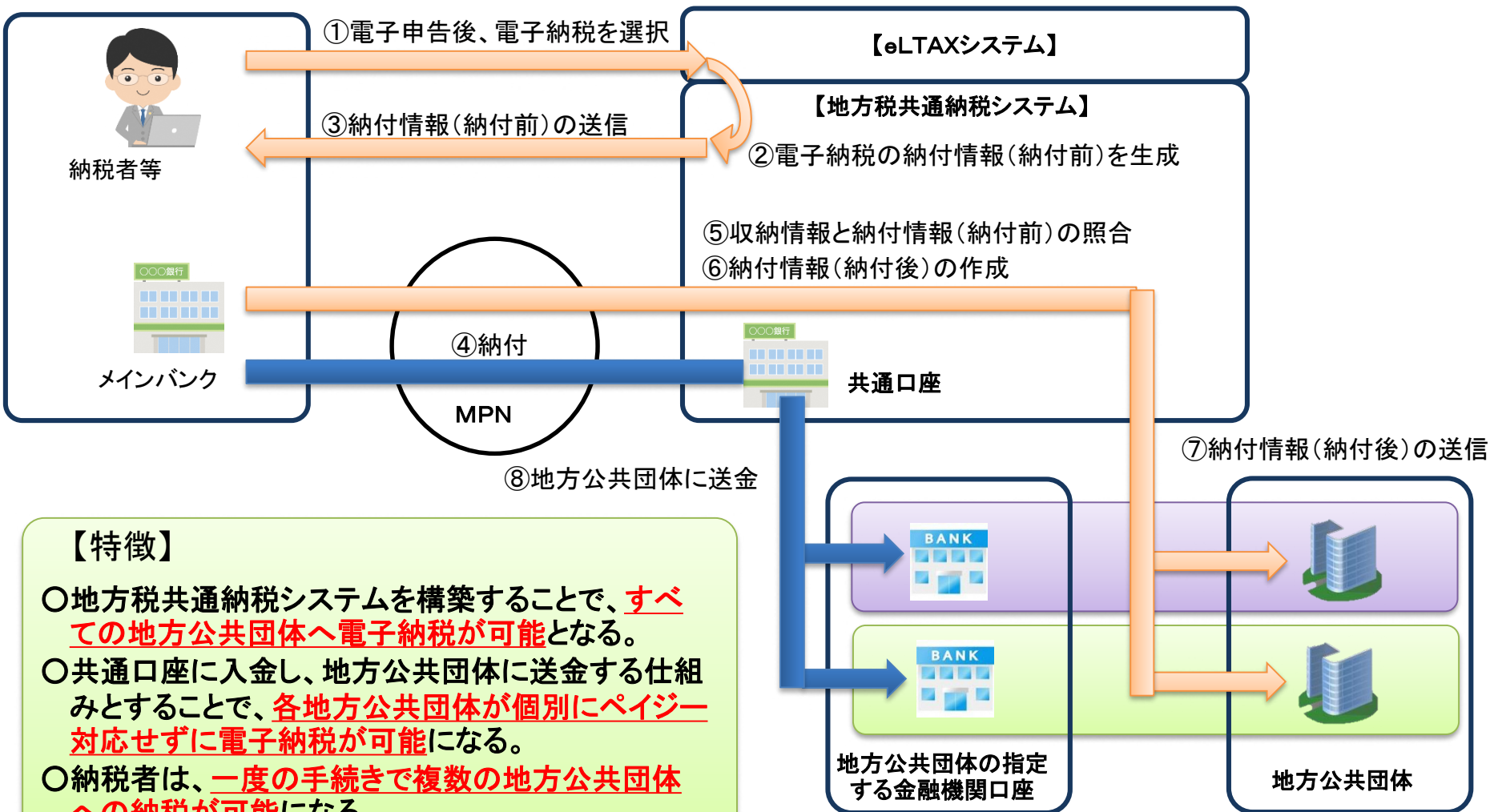
- 納付書の形式が地方公共団体毎に異なる。
- 取扱い金融機関が地方公共団体毎に異なる。
- 身近に取扱い金融機関がない場合がある。
- 取扱い時間が限定的である。
- 窓口が混雑することがある。

【地方公共団体】

- 領収済通知書(済通)の管理が煩雑である。
- 判読不明な手書き納付書がくる。
- 指定様式以外の領収済通知書(済通)が届く場合がある。

<参考> 地方税共通納税システムでの納税手続き

納税者は、地方税共通納税システムを用いれば、複数団体の地方税の一括納税が可能となる。地方公共団体は、領収済通知書（済通）の代わりに納付情報を電子データで受け取ることができる。



【特徴】

- 地方税共通納税システムを構築することで、**すべての地方公共団体へ電子納税が可能**となる。
- 共通口座に入金し、地方公共団体に送金する仕組みとすることで、**各地方公共団体が個別にページ対応せずに電子納税が可能**になる。
- 納税者は、**一度の手続きで複数の地方公共団体への納税が可能**になる。

(2) 導入効果

(納税者)

- ① **全ての地方公共団体へ電子納税が可能となる。**
- ② 金融機関窓口等へ行く必要がなくなる。
- ③ 電子申告と合わせて申告から納税まで一連の手順で行うことが可能になる。
- ④ 複数団体への一括納付により、納付事務の負担が軽減される。
- ⑤ 地方公共団体の指定金融機関等以外の金融機関からも納付できる。
- ⑥ 納入に係る利便性が向上することで、地方公共団体からの個人住民税特別徴収の要請に応えやすくなる。

2 地方税共通納税システムで取り扱う税目について

稼働当初においては、現行のeLTAX電子納税の取扱税目を対象とする。
将来的には、賦課税目等の追加も検討する。

稼働当初

(1) 電子申告データと連動し納付する税目 (延滞金等含む。)

- ・ 法人都道府県民税
- ・ 法人事業税
- ・ 地方法人特別税
- ・ 法人市町村民税
- ・ 事業所税
- ・ 個人住民税 (退職所得に係る納入申告)

(2) 納税者が納付金額を直接入力し納付する税目

- ・ **個人住民税 (特別徴収分)** ※延滞金等含む
- ・ 法人都道府県民税の見込納付 及び みなし納付
- ・ 法人事業税の見込納付 及び みなし納付
- ・ 地方法人特別税の見込納付 及び みなし納付
- ・ 法人市町村民税の見込納付 及び みなし納付

将来の可能性

賦課税目
など

特に個人住民税(特徴)は、企業が複数の地方公共団体に毎月納付する必要があるため、本システムによる納付事務の効率化が期待できる。

3 地方税共通納税システムで取り扱う収納手段について

稼働当初において、使用可能な収納チャネル（収納手段）は以下のとおりとする。
現行のeLTAX電子納税で導入済の情報リンク方式に加え、**納税者の利便性向上が期待されるダイレクト方式を導入**する。将来的には、クレジット収納等の収納チャネルの追加も検討する。

稼働当初

(1) 情報リンク方式

地方税共通納税システムからインターネットバンキングまで、税額等の納付に関する情報を引き継ぎ、一連の操作で納付が可能な方式。 ※金融機関の多くが対応済みである。

(2) **ダイレクト方式**

事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納付する方式で、納税者は、納付の操作にインターネットバンキングへのログインや暗証番号等を必要としない。

※国税(e-Tax)では導入済であり、税理士が代理申告の手続きの中で納付手続きも可能である。

(3) オンライン方式

納税者が、金融機関のATMやインターネットバンキングに直接、ペイジーのキー情報を入力して納付する方式。

※eLTAXの時間外や現金での納付を希望する場合、有効な手段である。

将来の可能性

クレジット収納
コンビニ収納
口座振替 等

4 サービスの概要（納税者向けソフト）

4-1 納税者向けソフトについて

PCdesk・・・無償で利用可能なeLTAX対応ソフトウェア。
申告データを効率よく作成するための様々な作成支援機能がある。
PCdeskには、以下の3種類がある。

ダウンロード PCdesk(DL版)	パソコンにソフトウェアをダウンロードして利用する。
ウェブ PCdesk(WEB版)	パソコンのブラウザ上で利用する。
スマートフォン PCdesk(SP版)	スマートフォンのブラウザ上で利用する。

市販税務ソフト・・・民間企業が開発・販売するeLTAX対応ソフトウェア。
提供される機能は、各社によって異なる。

4 サービスの概要（納税者向けソフト）

4-2 利用可能なサービス

機能 納税者ソフト	利用届出			申告	申請届出	納税		メッセージ照会	処分通知等照会
	新規	廃止	変更・照会			口座登録	納税		
PCdesk (DL版)	×	○	○	○	×	○	○	○	○
PCdesk (WEB版)	○	○	×	×	○	○	○	△ ※1	×
PCdesk (SP版)	×	×	×	×	×	×	×	△ ※1	×
市販税務ソフト	各社の仕様による					×	各社の仕様による		

※1 一部のメッセージのみ参照可能。

4 サービスの概要 (PCdesk)

4-3 サービス時間・・・納税者の利用するサービス

(1) 情報リンク方式・ダイレクト方式による電子納税のサービス時間

通常期 (祝日等及び12月29日 ～1月3日を除く)	平日	8:30-24:00	
	土曜・日曜	8:30-24:00	毎月最終土曜及び日曜のみ稼働 (月末が土曜の場合は、最後の日 曜の代わりに翌月最初の日曜に稼 働)
繁忙期 (1月15日～3月15日)	毎日	8:30-24:00	

インターネットバンキング

(2) オンライン方式 (ATM・IB) による電子納税のサービス時間

通常期 (1月1日～1月3日を除 く)	毎日	0:00-24:00	メンテナンス時間帯を除く
----------------------------------	----	------------	--------------

※ 金融機関等の運用時間によって、電子納税の可能時間は異なる。